

平成27年9月

お客様各位

株式会社ハウス食品分析テクノサービス

食品表示基準施行に伴う変更について（ $\beta$ -カロテン吸光係数）

平成27年3月20日付内閣府令第10号により食品表示基準が制定され、栄養成分の分析方法が一部変更となっております。その中で $\beta$ -カロテンにつきまして下記の変更がありましたので、対応についてご連絡致します。

ご理解のほど宜しくお願い致します。

記

1. 変更内容

$\beta$ -カロテン標準溶液の濃度を算出する計算式において、 $\beta$ -カロテンの吸光係数が、2450から2500に変更になりました。

2. 対応

2015年9月1日ご報告分より上記の係数を用いて算出するよう変更致します。

以上